

児童手当について

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前(15歳到達後の最初の3月31日)までの児童を養育している父母等の保護者に支給するものです。

◆支給対象

- ・0歳から中学校修了前(15歳到達後の最初の3月31日)までの児童を養育している父母等
- ・施設設置者や里親等(児童が児童福祉施設に入所している場合や里親等に委託されている・預けられている場合)

◆支給額

所得制限を越えない場合 (児童手当)	3歳未満	月額 15,000円(一律)
	3歳以上小学校修了前	月額 10,000円 (第3子以降は15,000円)※注
	中学生	月額 10,000円(一律)
所得制限を超える場合 (特例給付)	0歳～中学生	月額 5,000円(一律)

※注 「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうちの第3子以降をいいます。

例1:3人兄弟 長男 17歳 次男 14歳 三男 10歳 →この場合三男は月額 15,000円となります

例2:3人兄弟 長男 20歳 次男 14歳 三男 10歳 →この場合三男は月額 10,000円となります

◆所得制限(特例給付)

- ・児童を養育している方の所得(※注)が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律 5,000円の支給になります。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622.0万円
1人	660.0万円
2人	698.0万円
3人	736.0万円
4人	774.0万円
5人	812.0万円

(※注)

1. 所得制限は所得の高い方が対象で、世帯の合算した所得ではありません。

2. 所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額になります。
3. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額になります。
4. 受給者の前年(1月～5月分の手当は前々年)の年間所得から控除を差し引いた後、所得制限限度額と比較して判定します。
5. 控除は、雑損控除額・医療費控除額・小規模企業共済等掛金控除額・障害者控除27万円(特別障害の場合は40万円)・寡婦(夫)控除27万円(特別寡婦の場合は35万円)・勤労学生控除27万円・定額控除一律8万円(社会保険料および生命保険料に相当)です。

◆所得上限(資格喪失)

- ・児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合は、支給対象外になります。
- ・次年度の所得が決定し、その額が所得上限限度額未満だった場合、改めて認定請求書を提出していただき、新たに支給することになります、

扶養親族等の数	所得上限限度額
0人	858.0万円
1人	896.0万円
2人	934.0万円
3人	972.0万円
4人	1010.0万円
5人	1048.0万円

◆支給予定日

支払日	6月10日	10月10日	2月10日
支払月分	2～5月分	6～9月分	10～1月分

※支払日が土曜日、日曜日及び祝日等、金融機関の休業日に当たるときは、その直前の平日に支払われます。

◆手続き方法

- ・手続きの方法は2つあります。

(1)窓口でする場合

出生や転入の手続き等をする際にあわせてすることができます。

(2)電子申請でする場合

下記URLからマイナポータルに進み、マイナンバーカードを利用して手続きをすることができます。

マイナポータル <https://myna.go.jp>

※公務員の方は、職場から手当が支給されますので、詳しくは所属先へご確認ください。

◆必要なもの

- ・マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード、個人番号通知カード等)
- ・保険証(国民健康保険の方は不要)
- ・振込先金融機関の通帳(受給資格者(請求者)名義のもの)

◎その他の書類が必要になる場合があります。

◆問い合わせ

清水町役場 子育て支援課 児童保育係
電話:0156-69-2226 (直通)